

## NPO 法人会計基準 「ボランティアによる役務の提供の取扱い」

NPO 法人には、営利企業とは異なる特有の取引が存在します。

その処理方法について、**NPO 法人会計基準** VII NPO 法人に特有の取引等の中で、次のように規定されています。

### 【ボランティアによる役務の提供の取扱い】

26. 無償又は著しく低い価格で活動の原価の算定に必要なボランティアによる役務の提供を受けた場合で、提供を受けた部分の金額を合理的に算定できる場合には、その内容を注記することができる。

なお、当該金額を外部資料等により客観的に把握できる場合には、注記に加えて活動計算書に計上することができる。

25 項の【無償又は著しく低い価格で施設の提供等を受けた場合の取扱い】の延長線上の事象です。

25 項は「施設の提供等の物的サービス」でしたが、26 項は「活動の原価の算定に必要なボランティアによる役務の提供」について、規定しています。

**会計上は何もしないで、事業活動報告書で内容を開示することが原則です。**

しかし、「**活動の原価の算定の必要がある場合**」で、提供を受けた部分の金額を「合理的に算定できる場合」には、注記することができます（任意記載）。さらに、当該金額を「客観的に算定できる場合」には、活動計算書に計上することができます（任意記載）。

「合理的」、「客観的」の意味は前回ご説明しました。今回は、「**活動の原価の算定の必要がある場合**」についてご説明します。

それは、NPO 法人の活動の原価を算定するときどうしてもボランティアの労力を評価しないと不合理と判断される場合を言います。言い換えれば、事業の実施に当たって、金銭を支払っても必要とされる範囲のボランティアのことです。

したがって、単に組織内部の日常的な管理業務を行うためのボランティアは該当しません。

**「活動の原価の算定に必要なボランティア」**の具体例は次のとおりです。

☆国際会議やイベントでの通訳ボランティア

☆パソコン教室の講師ボランティア

☆ホームページの作成・更新のための IT スキルを持ったボランティア

そもそも 26 項の背景として、ボランティアの労力を金額評価しないことにより、NPO 法人の真の活動規模が過小評価されている、という問題がありました。

事業活動の大部分をボランティアによって支えられており、有給の職員は管理業務だけを行っている NPO 法人の場合は、一見するとまるで事業をほとんど行っておらず、管理業務だけにお金を使っていると見られてしまいます弊害です。

注記の記載例や活動計算書の記載例は、「NPO 法人会計基準の Q&A」を参考にしてください。